こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項第二号のこどもの貧困率等の定義を定める政令第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案に関する意見募集の結果について

令和８年５月 29 日
厚生労働省
社会・援護局保護課

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項第二号のこどもの貧困率等の定義を定める政令第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案について、令和８年３月 27 日（金）から同年４月 27 日（月）まで御意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	案に賛成。	本案に賛成の御意見として承ります。
２	報道で有った、特別支援学校の生徒が 進学率調査に含まれていない問題の 改正案だと思うが、なぜ「専攻科」だけの限定なのか。 生活保護世帯の進学率調査と並べたという理由付けの様だが、それでは結局、特別支援学校全体ではないまま、差別的な調査が維持されるではないか。	生活保護世帯大学等進学率については、従前から「特別支援学校高等部」の卒業者を調査の対象として含めてきたところです。 今回の改正では、進学率の集計対象に「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科」に入学した者を加えるため、より幅広

	生活保護世帯の進学率調査も併せて拡大し、あらゆる高校卒業生を対象とすべきではないのか。	い大学等進学者を調査対象とすることが出来るものと考えております。
3	本改正案については、進学率の定義を他の統計と整合させ、実態に即した指標とする点に賛成。	本案に賛成の御意見として承ります。

※上記のほか、１件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。